

嬉野市新庁舎ネットワーク構築業務公募型プロポーザルに係る質問に対する回答

【留意事項】

本質問回答書は、「嬉野市新庁舎ネットワーク構築業務 公募型プロポーザル」に係る実施要領および各仕様書の補足として位置付けるものです。
本質問回答に基づき、実施要領または仕様書等の記載内容について明確化または修正が必要と本市が判断した場合は、正誤表等により整理し、公表します。
実施要領、仕様書等と本質問回答書の内容に差異がある場合には、本質問回答書または正誤表により示された内容を優先するものとします。

番号	資料名称	ページ	質問事項	回答
1	実施要領	1	2.業務概要(4)上限額 上限額に記載の金額は、追加提案を含めた上限額と理解して相違ないでしょうか。	上限額は、本業務の契約上限額（基本提案の契約対象範囲）を示すものです。基本提案（必須要件を満たす提案）は、当該上限額の範囲内で提案してください。なお、追加提案を行う場合は、採用の有無および契約への反映は契約協議により決定するため、追加提案部分の費用は、基本提案とは区分して分かるように提示してください。
2	実施要領	1	4.参加資格・条件について 本プロポーザルに参加について、JV(共同企業体)での参加は可能でしょうか。	実施要領に共同企業体（JV）としての参加を認める規定を設けていないため、原則として単独事業者での参加とします。なお、再委託については実施要領の規定に従い、主要部分の一括再委託は禁止。主要部分以外は市の承諾を要します。 ※再委託として協力会社活用は可（規定遵守）
3	実施要領	1	4.参加資格・条件について 複数法人による共同企業体（JV）での参加は認められるでしょうか。	回答No.2と同様です。
4	実施要領	2	6.スケジュール 質問受付期限が12月16日(火)17時までと記載がありますが、期限以降に資料請求受領し追加で質問を受付けていただくことは可能でしょうか。	公平性確保の観点から、質問は実施要領の質問受付期限までとします。資料受領が期限後となった場合でも、原則として追加質問は受け付けません。
5	実施要領	2	6.スケジュール 資料請求後の提供タイミングは、請求後いつ頃を想定していますか。	資料請求を受領後、内容確認のうえ、原則として3営業日以内に電子メール等で提供します。
6	実施要領	3	8.参加表明等の提出 (4)提出書類 ⑤租税を滞納していないことを証明する書類で提出書類の中で、法人事業税、県民税：様式第40号の4(イ)と記載がありますが、佐賀県税事務所が発行する滞納がないことを証明する書類で問題ないでしょうか。また、⑤に関する書類はすべて原本の提出が必要でしょうか。	佐賀県税事務所発行の「滞納がないことを証明する書類」で、実施要領が求める要件を満たすものであれば差し支えありません。原本要否は実施要領の提出方法に従ってください。
7	実施要領	4	10.提案書の提出要領 (4)提出書類 提出書類の副本において、提案者の名称およびそれを推測できるものはマスキングまたは削除すること、とありますが、プレゼンテーション時の資料では提案者名の記載はマスキングが必要でしょうか。	審査の公平性確保の観点から、審査委員へ配付する資料（副本相当）については、提案者が特定できる情報（会社名、ロゴ、所在地、担当者名等）をマスキングしてください。 プレゼンテーション当日の投影資料については、会社名・ロゴ等、提案者が特定できる表示を行わないことを原則とします。 なお、投影資料については、配付資料と同様のマスキング処理までは求めませんが、提案者が識別可能となる表示は避けください。
8	実施要領	5	10.提案書の提出要領 (4)提出書類 見積書原本を速やかに郵送することと記載がございますが、提案書提出に併せて提示ではなく、別途郵送で対応する認識で宜しいでしょうか。	実施要領の「提案書の提出要領」に記載の提出方法・部数・形式に従ってください。
9	実施要領	5	10.提案書の提出要領 (4)提出書類④提案価格 実施要領の提案価格には「構築後の保守費について、5年間の保守費を別途参考見積として作成すること」と記載がありますが、プロポーザルの評価に保守についても含まれる認識でよろしいでしょうか。また提案価格に保守費も含まれますでしょうか。	提案価格（初期構築費）とは別に、実施要領記載のとおり構築後の保守費（5年間）は参考見積として提出してください。
10	実施要領	6	11選考審査方法 (1)選考方法 プレゼンテーションにおいては、より理解を深めていただけるように提案書を元にした集約版での説明や、追加資料等での説明は認められるでしょうか。	可能です。ただし、提案書の内容を逸脱しない範囲で、理解促進を目的とした集約版資料や補足資料の提出を認めます。なお、審査の公平性確保の観点から、提出期限後において、以下に該当する内容を含む資料の提出は認めません。 ・新たな提案内容の追加 ・新規の仕様・構成・機能の追加 ・新たな価格・費用に関する記載 ・提案条件や前提条件を変更する内容 これらに該当しない範囲で、既提出資料の要点整理や図表化等を行うことは差し支えありません。
11	実施要領	6	11選考審査方法 (3)審査項目 「価格点は、イニシャルコスト+5年間のランニングコスト」を対象とします。追加提案を行う場合でも、価格評価の対象となる費用は同ルールに従います。なお、追加提案のうち採用が任意（採用の有無を契約協議で決定する）となるものについては、基本提案とは区分して費用内訳が判別できるように提示してください。	価格点の算定は、実施要領記載のとおり「イニシャルコスト+5年間のランニングコスト」を対象とします。追加提案を行う場合でも、価格評価の対象となる費用は同ルールに従います。なお、追加提案のうち採用が任意（採用の有無を契約協議で決定する）となるものについては、基本提案とは区分して費用内訳が判別できるように提示してください。

12	調達仕様書	2	<p>1.2.調達範囲 出先部署のネットワーク機器及び設定は対象外とありますが、回線種類等によっては新庁舎との接続の際に出先側機器への設定変更が必要になる可能性があります。その場合は既存ベンダー様にご依頼させていただく想定で宜しいでしょうか。</p>	<p>調達仕様書に記載のとおり、出先部署側における機器設定変更、現地作業、配線作業等の実作業については、本業務の対象外とします。 本業務の受注者に求める対応は、新庁舎側（中心側）ネットワークの設計・構築に起因して、出先部署との接続に関する影響や課題が想定される場合において、当該影響内容の整理、中心側ネットワークにおける設計上の調整方針の検討、および本市への技術的な説明・助言を行うことまでとします。 出先部署側での設定変更や現地作業を受注者が実施することを求めるものではありません。</p>
13	調達仕様書	2	<p>1.2.調達範囲 仕様書には「※本調達の直接的な範囲には含まれないが導入後の保守についても提案すること」と記載がありますが、プロポーザルの評価に保守についても含まれる認識でよろしいでしょうか。また提案価格に保守費も含まれますでしょうか。</p>	<p>調達仕様書の注記に記載のとおり、保守は本業務（構築業務）の契約対象外ですが、提案内容の比較・評価の参考とするため、実施要領に従い「5年間の保守費（参考見積）」を提出してください。なお、当該保守費は、提案価格（契約対象となる初期構築費）には含めない取扱いとします。</p>
14	調達仕様書	2	<p>1.4.履行期間 開庁後の移設期間において個別システムおよび個別ネットワークの移設を完了させるとございますが、対象システムおよびネットワークについて一覧等をご提供いただけますでしょうか。</p>	<p>本業務に関して提供する資料については、公開可能な範囲の資料を基本として提供します。一方で、IPアドレス、詳細な設定値、認証情報等のセキュリティ上重要な情報については、原則として事前提供は行いません。 ただし、提案内容の検討や設計方針の整理にあたり、必要最小限の情報提供が合理的と判断される場合には、提供範囲・方法を本市にて整理の上、適切に対応します。 なお、提供の可否および提供内容については、情報セキュリティおよび運用管理上の観点から、本市の判断を優先するものとします。</p>
15	調達仕様書	3	<p>1.7 庁舎移転のスケジュール（予定） 新庁舎への設置や工事等の作業は、調達仕様書1.7府舎移転のスケジュール（予定）について記載の新庁舎竣工後と想定して相違ないでしょうか。</p>	<p>調達仕様書に記載している「庁舎移転のスケジュール（予定）」に基づき、新庁舎竣工後の建築引渡し条件および工程を前提として、作業計画を立案してください。 なお、当該スケジュールは現時点での予定であり、今後の建築工事や関係調整の状況により変更となる可能性があります。 スケジュールに変更が生じた場合には、本市と受注者との協議の上、作業工程や実施時期について合理的に見直すものとします。</p>
16	調達仕様書	3	<p>1.7 庁舎移転のスケジュール（予定） メイン機能移転のタイミングは新庁舎完成後供用開始までのタイミングとございますが、メイン機能について一覧等をご提供いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。 本業務における移設対象および対象外の範囲については、調達仕様書の記載内容を踏まえ、本市において整理のうえ、契約締結後、業務着手後速やかに（概ね着手後2週間以内を目安）別紙等により提示する予定です。 受注者においては、当該整理内容を前提として、詳細設計および移行計画の策定を行ってください。</p>
17	調達仕様書	5	<p>1.8.2. 外部ネットワーク接続要件 佐賀IDC内に設置する本市のL3スイッチは更改対象とございますが、現行機器の情報についてご提供いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。更改対象機器の現行情報（型番・インターフェース・収容状況等）は、提供可能な範囲で提示します（セキュリティ上必要なマスキングを行う場合があります）。</p>
18	調達仕様書	5	<p>2.1.全般 引渡前の庁舎内での作業を行なうにあたって必要となる費用については、構築費用内に含んでおくこととございますが、積算方法が不明瞭であるため、積算が困難でございます。積算方法を教えて頂けないでしょうか。</p>	<p>引渡前（建築引渡し前後を含む）の現地作業の要否・条件（入退館条件、作業可能時間、養生要否、夜間休日対応の可否等）は、建築工事の確定状況により変動します。本業務の受注者は、現場条件を確認の上、必要となる標準的な施工・調整（立入調整、養生、夜間休日対応の可能性を含む）を見込んで積算してください。詳細条件が確定した段階で、市と協議の上、作業計画（実施時期・方法）を調整するものとします。</p>
19	調達仕様書	6	<p>2.1.全般 『移行リハーサル（または部分的な先行移行テスト）』を計画・実施すること。とございますが、移行計画策定の際およびリハーサル時に限りなくリスクが低いと判断した場合にはそのまま本稼働を行う事は可能でしょうか。</p>	<p>原則として、移行リハーサルはリハーサルとして計画・評価し、結果を踏まえて本番移行判断を行います。リハーサルをそのまま本稼働へ移行することは、切戻しや影響評価の観点から、市と協議のうえで個別判断とします。</p>
20	調達仕様書	6～7	<p>2.2. 役割分担 本業務の役割分担において、建設事業者の支援となっている部分がありますが、それらの作業の費用においては、受託者側の作業費用の積算のみを行う形で問題ないでしょうか。</p>	<p>調達仕様書 2.2 に示すとおり、建設事業者が実施主体となる作業については、本業務の対象外とします。したがって、当該作業に係る建設事業者側の施工費用等を見込む必要はありません。 一方で、受注者が実施する ・ネットワーク構築に必要な要件整理 ・建設事業者への技術的な要件提示 ・調整および協議 等に係る作業については、本業務の範囲に含まれるため、受注者側の作業費用として積算してください。</p>
21	調達仕様書	7	<p>2.2. 役割分担 配管敷設に関して建設事業者が実施者の区分がありますが、EPS～端末機器設置場所まで敷設される想定でしょうか。また天井裏へも配管敷設を想定されておりますでしょうか。</p>	<p>建築工事側で整備される配管・配線ルート等を前提として、LAN ケーブル敷設、機器接続等のネットワーク構築作業は本業務の範囲とします。 なお、配管工事および天井裏のケーブルラック敷設については、建築工事側が実施する想定であり、本業務の対象外とします。</p>
22	調達仕様書	7	<p>2.3. 端末環境 最適な移行スケジュール及び設定方法を提案・サポートすること。とございますが、端末側の設定変更に伴う実作業については嬉野市様にて実施される想定で宜しいでしょうか。</p>	<p>端末側の設定変更に伴う実作業（各端末への個別設定作業等）については、原則として本市にて実施する想定としています。 本業務の受注者には、 ・端末移行に係る全体スケジュールの整理 ・効率的な設定方法や作業手順の提案 ・移行時の留意点の整理および技術的支援 等を行うことを求めるものであり、これらは本業務の範囲に含まれます。</p>

23	調達仕様書	8	3.1.全般 ラックの適切な配置、必要な配管、電源容量などのサーバ室の設計とございますが、配管について、設計した分は建築事業者様にて準備される想定で宜しいでしょうか。	サーバ室における配管については、建築工事側が整備する想定としています。本業務の受注者は、ラック配置、必要な配管および電源容量等の要件を整理し、それを建築事業者へ提示のうえ調整を行うことを、本業務の範囲とします。 また、建築工事側により整備される配管等を前提として、ネットワーク機器の設置、配線および接続等の作業は、本業務の範囲とします。 なお、建築工事側において当該配管等が整備されない、又は整備内容に変更が生じた場合には、その対応方針および役割分担について、本市および建築事業者と協議の上で整理するものとします。
24	調達仕様書	9	3.3.設備設計 利用しない物理LANポート等は部外者が容易に接続できないようにすること。とございますが、これは利用しない物理LANポートには配線しないという認識で宜しいでしょうか？また、利用しないLANポート（情報コンセント）についてご教示いただくことは可能でしょうか。	本記載は、未使用の物理 LAN ポートが第三者により容易に利用されることを防止することを目的としています。 そのため、未使用ポートに対しては、原則としてスイッチポートを無効化する運用を基本とし、必要に応じて有効化することで、将来の利用変更にも柔軟に対応できる設計・運用を想定しています。 あわせて、未使用ポートへの配線を行わない、物理的に接続できない措置を講じる等、セキュリティ上有効な方法を適切に組み合わせて提案してください。 なお、将来利用を想定した情報コンセントが存在するため、現時点では利用しない LAN ポート（情報コンセント）の一覧を確定して提示することは想定していません。 利用・未利用の判断については、現状調査および設計の中で整理してください。
25	調達仕様書	9	3.4.ネットワーク設計 障害が発生した際は自動でルーティングが切り替わる等業務が停止させない設計とすること。とございますが、フロアスイッチ等の予備機運用における機器については配線差し替え等の一部作業が発生する見込みです。自動で切り替わる冗長性を見込む範囲としてはコアスイッチを想定しておりますが、宜しいでしょうか。	本記載は、庁内ネットワーク全体として業務停止時間を最小化する設計を求める趣旨です。 自動で切り替わる冗長性の確保については、コアスイッチ等、ネットワーク全体に影響を及ぼす中枢部分を主な対象として想定しています。 一方で、フロアスイッチ等の末端機器については、全てを自動切替の冗長構成とすることまでは求めておらず、予備機の確保や速やかな復旧が可能となる運用設計を含めて提案することとします。
26	調達仕様書	10	6.1 体制 本業務はネットワーク設計・構築・設定等のICT業務が主目的と理解しております。建設業法上の電気通信工事に該当し得る作業は、当該作業のみを専門の協力会社へ委託する形態も可能でしょうか。その場合、主任技術者または監理技術者については、協力会社側での配置をもって要件を満たすとの理解でよろしいでしょうか。	本業務は、ネットワークの設計・構築・設定等の ICT 業務を主目的とするものですが、業務内容の一部が建設業法上の電気通信工事に該当する場合があります。 当該工事部分について、専門の協力会社へ委託すること自体は可能としますが、再委託の可否および範囲については、実施要領および調達仕様書に定める再委託に関する規定を遵守することが前提となります。 また、建設業法に基づき主任技術者または監理技術者の配置が必要となる場合には、当該工事を実施する事業者（協力会社）において、関係法令を確認のうえ、適切に配置されることを前提とします。 ただし、主任技術者等の配置を要否および要件については、工事内容・契約形態・法令解釈等により判断が異なる場合があるため、受注者の責任において関係法令を確認し、適切に対応するものとします。 なお、本業務全体の履行責任は受注者に帰属するものとし、工程管理、品質管理および安全管理については、受注者が一元的に管理するものとします。
27	調達仕様書	10	6.1 体制 現場代理人および主任技術者については建設業法における「電気通信工事」に該当する作業を含む本業務と同等規模の業務を経験したエンジニアを配置する想定ですが、宜しいでしょうか。	調達仕様書 6.1 に基づき、現場代理人および主任技術者については、本業務を適切に遂行できる体制の確保を目的として配置するものとします。 当該技術者については、建設業法における「電気通信工事」に該当する作業を含む、本業務と同等規模または同種の業務に関与した経験を有するエンジニアを配置することが望ましいと考えています。 ただし、具体的な経験年数や実績内容について一律の要件を定めるものではなく、業務内容との適合性、体制全体としての妥当性を踏まえ、総合的に評価するものとします。 なお、主任技術者等の配置が建設業法上必要となる場合には、受注者の責任において関係法令を確認し、適切な技術者配置を行うことを前提とします。
28	調達仕様書	10	6.1 体制 主任技術者は10年以上の実務経験が必要と認識しています。本業務の特性上、メイン業務部分により、エンジニアを配置する想定です。配置するエンジニアは電気工事の実務経験がないため、補助として電気工事の実務経験を持つ者を配置する想定ですが宜しいでしょうか。	調達仕様書 6.1 に基づき、本業務における体制は、業務内容に応じて適切に構成されていることを求めています。 本業務は、ネットワークの設計・構築・設定等の ICT 業務を主目的とするものであることから、当該業務を主体的に担当するエンジニアを配置することは差し支えありません。 一方で、業務内容の一部が建設業法上の電気通信工事または電気工事に該当し、主任技術者の配置が必要となる場合には、当該工事部分について、関係法令を満たす技術者が適切に関与している体制であることを前提とします。 具体的には、 ・ ICT 業務を主に担当するエンジニア ・ 電気通信工事または電気工事に関する実務経験を有する技術者が連携して業務を遂行することは妥当であり、体制全体として法令を遵守し、適切な管理が行われていれば差し支えありません。 なお、主任技術者等の要否および要件については、受注者の責任において関係法令を確認し、適切に対応するものとします。
29	調達仕様書	12	7.2.ハードウェア保守 受付時間は24時間365日とありますが、受付窓口の対応時間という認識で宜しいでしょうか。	調達仕様書 7.2 に記載している「受付時間 24 時間 365 日」とは、障害等の連絡を受け付けるための受付窓口の対応体制を指すものです。 実際の復旧作業やオンサイト対応の時間帯については、障害内容、影響範囲および緊急度等を踏まえ、業務への影響を最小限とする観点から、適切な対応体制を提案してください。 なお、具体的な対応時間帯やエスカレーション方法については、契約締結後に本市と協議のうえ整理するものとします。

30	調達仕様書	12	7.2.ハードウェア保守 調達機器の設置場所は、原則として賃貸借期間中には変更しないと記載がございますが、本業務は賃貸借契約を想定されておりますでしょうか。	本業務は、ネットワーク構築等を内容とする委託契約を想定しています。 調達仕様書 7.2 (8) における「賃貸借期間中」という記載は、保守対象期間中または機器の利用期間中を指す趣旨であり、賃貸借契約を前提とするものではありません。 したがって、当該記載については、本業務の契約形態を限定するものではなく、運用・保守期間における取り扱いを示したものとして理解してください。
31	調達仕様書	13	7.3.運用保守サポート 設定変更等を実施する際は遠隔ではなく現地で対応とございますが、リモートで対応可能な内容はリモートでの対応を想定しておりますが、宜しいでしょうか。 状況に応じて現地対応致します。	調達仕様書 7.3 に記載している「現地で対応」とは、業務内容や障害の状況に応じて、確実かつ安全な対応を行うことを求める趣旨です。 そのため、設定変更等の内容により、リモートでの対応が適かつ安全に実施可能な場合は、リモート対応として差し支えありません。 ただし、障害対応や設定変更の内容によっては、現地対応が必要と本市が判断する場合がありますので、その際は速やかに現地対応を行うものとします。 なお、リモート対応を行う場合には、ネットワーク分離、末端の認証・ウイルス対策、脆弱性対策等を含むリモート接続環境について、セキュリティ要件およびネットワーク構成を踏まえた内容を事前に提案書等により提示してください。 当該内容については、提案内容の妥当性および安全性の観点から審査の対象とします。
32	調達仕様書	13	8.1 追加提案について (4) 追加提案においては、調達仕様書の8.1 (4)において、採用の有無は契約内容を調整する際に、発注者と協議の上決定する、とあります。価格点については、追加提案も含めたトータルコストで評価されるものでしょうか。	価格点の評価については、実施要領に記載のとおり、「イニシャルコスト+5年間のランニングコスト」を対象として算定します。 本業務に係る基本提案として契約内容に含めることを前提とした追加提案については、当該算定ルールに基づき、価格評価の対象となります。 一方で、参考提案や任意提案として位置付けられるもの（新規提案・新規仕様・新規価格を伴うもののうち、採用を前提としないもの）については、価格点の算定対象には含まれません。 なお、追加提案の採用の有無および契約への反映については、調達仕様書 8.1 (4) に記載のとおり、契約内容を調整する際に、本市と受注候補者との協議により決定するものとします。
33	調達仕様書	15	10.5.既存機器・既存ネットワーク部分の変更について 既存ベンダーとの打合せ・協議・設計・設定および移行計画策定等において、ベンダー稼働が発生するため、費用が必要かと思いますが、本ご提案のお見積額に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	調達仕様書 10.5 に記載のとおり、本業務において受注者が実施する ・既存ベンダーとの打合せ・協議・調整 ・設計内容および設定内容の整理 ・移行計画の策定および取りまとめ 等については、本業務の範囲に含まれるものとし、提案見積額に含めてください。 一方で、既存ベンダーが実施する ・既存機器の個別設定変更作業 ・既存契約に基づく作業 ・本市が既存ベンダーと直接契約して実施する作業 については、本業務の対象外とし、受注者の見積額には含めないものとします。 なお、役割分担の詳細については、調達仕様書の記載内容を踏まえ、提案時に明確に整理してください。
34	機器・作業等特記仕様書	2	1.2.現状の構成 更新対象予定機器1~9まで機器の記載がございますが、本業務で調達する機器は仕様を満たした記載の1~9および島HUB、アクセスポイントで宜いでしょうか。	本業務において調達対象とする機器は、機器・作業等特記仕様書に示す更新対象予定機器（1~9）に加え、島 HUB および無線アクセスポイント（AP）を含むものとします。 なお、具体的な機器構成や数量については、現状構成および業務要件を踏まえ、調達仕様書および特記仕様書に示す要件を満たすことを前提に、提案により示してください。
35	機器・作業等特記仕様書	5	1.5.物理ネットワーク 島ハブ、APについて、機器自体の冗長化は不要とするが、必要な予備機等を準備しと記載がございますが、どれほどの予備機を想定しておけばよいか不明確であるため、必要な予備機の台数をご教示頂けないでしょうか。	機器・作業等特記仕様書 1.5 に記載している予備機については、台数を一律に指定するものではありません。 島ハブおよび無線アクセスポイント（AP）については、機器自体の冗長構成は求めていませんが、障害発生時に業務への影響を最小限とするため、速やかな交換・復旧が可能となる体制を確保することを目的として、必要と考えられる範囲で予備機を準備してください。 具体的な予備機の台数については、設置台数、利用状況、重要度、保守体制等を踏まえ、合理的な考え方に基づき提案するものとします。
36	機器・作業等特記仕様書	5	1.5.物理ネットワーク 執務室側情報コンセント増設用にポート分のスイッチングハブを設計に含めることございますが、執務室側情報コンセント増設用として、想定しているポート数をご教示いただけますでしょうか。	機器・作業等特記仕様書 1.5 に記載している「執務室側情報コンセント増設用のポート分のスイッチングハブ」については、具体的なポート数を本市があらかじめ指定するものではありません。執務室における将来的な増設や配置変更等を見据え、現状構成および想定される利用状況を踏まえたうえで、必要と考えられるポート数を合理的に見込んだ設計を提案してください。なお、過度な余剰や不足が生じないよう、設計の考え方や想定条件については、提案書の中で明確に示すことを求めます。
37	機器・作業等特記仕様書	5	1.5.物理ネットワーク 旧嬉野庁舎と新庁舎の並行期間におけるネットワーク接続とございますが、現在想定されている期間についてご教示いただけますでしょうか。	旧嬉野庁舎と新庁舎の並行期間については、新庁舎供用開始前後の一定期間が発生することを想定していますが、現時点では具体的な期間は確定していません。 そのため、本業務においては、庁舎移転計画や関係工事の進捗状況に応じて、並行期間が発生することを前提とした柔軟なネットワーク構成および移行計画を提案してください。 なお、並行期間の長短や開始・終了時期については、今後の工程確定により変更となる可能性があるため、変更が生じた場合には、本市と協議の上で移行計画等を見直すものとします。
38	機器・作業等特記仕様書	6	1.7 無線LAN設計 LGWAN系、インターネット系のSSIDについては記載がございますが、議員用のSSIDについて、どのような利用用途を想定されておりますでしょうか。	議員用 SSID については、議員が庁舎内において業務上利用する端末から、インターネット接続や議会活動に必要な情報へのアクセスを行う用途を想定しています。 当該 SSID は、LGWAN 系ネットワークおよび内部情報系ネットワークとは論理的に分離された構成とし、情報セキュリティを確保した上で、議会活動に支障のない利用が可能となる設計を求めます。 なお、具体的な利用範囲、認証方式、アクセス制御の方法等については、既存の議会運用およびセキュリティ要件を踏まえたうえで、適切な設計を提案してください。

39	機器・作業等 特記仕様書	7	1.7 無線LAN設計 住民向けWi-Fiは別途「Ureshino City Wi-Fi」として別公衆回線を引き込んで提供しているため、それらの機器の取付も想定した設置とございますが、現行運用中の住民向けWi-Fi用の無線アクセスポイントの移設作業は既存ベンダー様にて実施頂ける想定で宜しいでしょうか。	住民向け Wi-Fi (Ureshino City Wi-Fi) については、本業務とは別系統のネットワークとして既に運用しているものであり、当該 Wi-Fi 用無線アクセスポイントの移設作業そのものは、本業務の対象外とします。当該機器の移設作業については、既存ベンダーまたは本市が別途契約する事業者により実施する想定です。 一方で、本業務の受注者は、新庁舎における無線アクセスポイント設置計画において、住民向け Wi-Fi 機器の設置を考慮した位置・スペース・配線ルート等の調整を行うことを、本業務の範囲とします。
40	機器・作業等 特記仕様書	7	1.7 無線LAN設計 住民向けWi-Fiは大規模災害発生時に認証なしで接続できる公衆接続用のSSIDに切り替えることができる。とございますが、現行運用中の住民向けWi-Fiの無線アクセスポイントで実装される想定でしょうか。その場合、他ベンダー様の機器を設定することになろうかと考えておりますので、他ベンダー様にて実施される想定で宜しいでしょうか。	住民向け Wi-Fi (Ureshino City Wi-Fi) における、大規模災害発生時の認証なし SSID への切替機能については、現行運用中の住民向け Wi-Fi 用無線アクセスポイントおよび関連システムにおいて実装・運用されているものを前提としています。 当該機能に係る設定変更や運用対応については、本業務の対象外とし、既存ベンダーまたは本市が別途契約する事業者により実施される想定です。 本業務の受注者においては、新庁舎における無線 LAN 設計にあたり、住民向け Wi-Fi の災害時運用を考慮した設置位置、電波干渉回避、配線計画等に配慮することを、本業務の範囲とします。
41	機器・作業等 特記仕様書	7	1.7 無線LAN設計（10）（15） 特記仕様書 1.7（10）において、住民向けWi-Fi は別途「Ureshino City Wi-Fi」として別公衆回線を引き込んで提供している、と記載がありますが、（15）では、住民向けWi-Fi は大規模災害発生時に認証なしで接続できる公衆接続用のSSIDに切り替えることができる。となっています。今回の調達範囲において、住民向けのWi-Fiは対象となるでしょうか	住民向け Wi-Fi (Ureshino City Wi-Fi) については、別途公衆回線を用いて運用している既存のシステムであり、当該 Wi-Fi に関する機器調達、設定変更、移設作業等は、本業務の調達範囲には含まれません。 特記仕様書 1.7（15）に記載している「大規模災害発生時に認証なしで接続できる公衆接続用 SSID への切替」については、既存の住民向け Wi-Fi システムにおいて実装・運用されることを前提とした記載であり、本業務の受注者が当該機能を構築または設定することを求めるものではありません。 本業務においては、新庁舎における無線 LAN 設計にあたり、住民向け Wi-Fi が別系統として運用されていることを踏まえ、設置スペース、電源、配線ルートおよび電波干渉等に配慮した設計・調整を行うことを業務範囲とします。
42	機器・作業等 特記仕様書	7	2.1.無停電電源装置 今回導入する機器について必要となる無停電電源装置を導入すること。と記載がございますが、既存庁舎より移設される既存機器について、無停電電源装置も移設し、利用される想定で宜しいでしょうか。	機器・作業等特記仕様書 2.1 に記載している無停電電源装置（UPS）については、本業務において新たに導入する機器に対して必要となる UPS を整備することを求めるものです。 既存庁舎から移設される既存機器については、現行で利用している UPS を移設し、継続利用することを基本とします。 ただし、移設後の設置環境や機器構成の変更等により、既存の UPS では要件を満たさない場合や、容量・冗長性の観点から追加または更新が必要と判断される場合には、対応方針および役割分担について本市と協議の上で整理するものとします。
43	機器・作業等 特記仕様書	7	2.2.配線、電源 既存の移転機器の接続に必要なLANケーブルおよび電源は本業務で設置すること。とございますが、移転機器に配線されている現行の配線構成についてご提供いただくことは可能でしょうか。	既存の移設対象機器に関する現行の配線構成については、本市が保有している範囲の資料について、必要に応じて提供する予定です。 ただし、現行の配線構成については、必ずしも最新または詳細な情報が全て整理されているとは限らないため、本業務においては、現地調査等により実態を確認した上で、必要な LAN ケーブルおよび電源の設計・敷設を行いうものとします。 なお、現行配線情報の提供有無にかかわらず、移設機器の接続に必要となる配線および電源の整備は、本業務の範囲に含まれるものとして提案してください。
44	機器・作業等 特記仕様書	8	2.2.配線、電源 分電盤側のシステムは無停電電源装置 1 台それぞれが独立したシステムとなるように設計すること。とございますが、分電盤側で用意されているシステム数についてご教示いただけますでしょうか。	分電盤側における系統数については、現時点では確定していません。 機器・作業等特記仕様書 2.2 に記載している内容は、無停電電源装置（UPS）ごとに独立したシステムとなるように設計するという電源設計上の考え方を示したものであり、分電盤側の具体的な系統数を本市があらかじめ指定するものではありません。 本業務においては、建築工事側の電源計画および分電盤構成を踏まえ、必要な系統数や電源構成を整理の上、建築事業者等と調整し、適切な電源設計を行うことを求めます。 なお、標準的なネットワーク機器の利用を前提とした電源要件を超える特殊な電源条件が必要となる機器を提案する場合には、その必要性および対応方法について本市と協議の上、役割分担を整理するものとします。
45	機器・作業等 特記仕様書	8	2.3. 既存機器の収容について 本業務ではサーバーラックの調達は対象外と記載がありますが、設置については受託者の対象範囲業務になりますでしょうか。	本業務において、サーバーラックの調達は対象外とします。 一方で、既存または別途調達されるサーバーラックへの機器の収容作業（搭載、固定、配線、接続等）については、本業務の対象範囲とします。 なお、サーバーラック自体の新設・設置工事（床固定、耐震固定、搬入据付等）については、本業務の対象外とします。
46	機器・作業等 特記仕様書	13	3.8.佐賀IDC設置センターL3スイッチ 7ページのコアスイッチの要件に冗長構成とすることとございますが、佐賀IDC設置センターL3スイッチについては、単一構成の想定で宜しいでしょうか。	機器・作業等特記仕様書 3.8 に記載している 佐賀IDC設置センター L3 スイッチについては、単一構成を基本とした更新を想定しています。 ただし、障害発生時の早期復旧を目的として、必要な予備機を確保した運用を前提とします。 庁舎側のコアスイッチについては、業務継続性確保の観点から冗長構成を求めていますが、佐賀IDC設置センター側については、現行構成および接続形態を踏まえ、単一構成 + 予備機による対応を基本とした設計・更新を想定しています。
47	機器・作業等 特記仕様書	15	7.1.全般 建築の詳細設計に反映できるように提案すること。とありますが、建築側において追加費用が発生しない範囲での提案という認識でよろしかったでしょうか。	本記載は、建築側の詳細設計と整合が取れるよう、ネットワーク構成や機器配置、配線・電源等の要件を整理し、必要な情報を提示することを求めたものです。原則として、建築工事側に新たな追加費用が発生することを前提とした提案を求めるものではありません。 ただし、追加費用の発生可能性がある提案を行う場合は、影響範囲、追加費用の有無、費用負担区分（本業務／建築工事側／別途）を明示した上で提示してください。取り扱いは、市と協議の上決定します。